

日本スリーデーマーチ期間中は交通規制などが行われ会場周辺が混雑します

市役所駐車場の利用制限

次の期間に市役所へ車でお越しの方は、立体駐車場に駐車してください。そのほかの駐車場は、利用できませんのでご注意ください。また、西側駐車場の電気自動車等用急速充電器も使用できません。

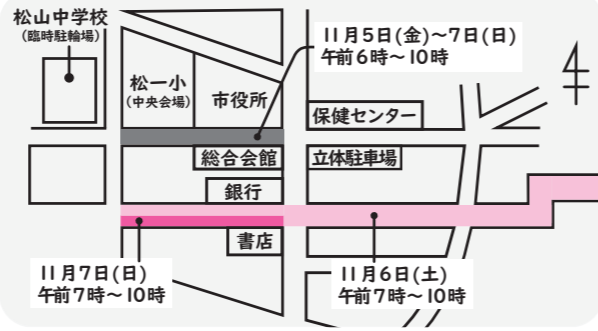
日 11月1日(月)～8日(月)
問 管財課 ☎21-1423 ☎22-4031

臨時駐輪場

日本スリーデーマーチ期間中に市役所へ自転車・バイクでお越しの方は、松山中学校中庭に開設する臨時駐輪場をご利用ください。市役所の駐輪場は利用できませんのでご注意ください。

日 11月5日(金)～7日(日)
問 河川課 ☎21-1426 ☎24-8857

中央会場周辺の交通規制



問 スポーツ課 ☎21-1439 ☎23-2239

こちらウォーキングセンターです

市民一人1スポーツ
週に一度はスポーツを!

- 所在地…松本町1-9-37 ☎23-9090 ☎23-5677
- 開館時間…午前9時～午後5時 ● 休館…月曜日(祝日の場合翌日)、年末年始

今月号掲載のウォーキングセンター事業への参加を希望される場合は、事前予約が必要となりますので、スポーツ課ウォーキング推進室(☎21-1439、平日午前8時30分～午後5時15分)にご連絡ください。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次に該当する場合は参加を見合わせてください。

- ・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
- ・過去2週間以内に海外から帰国(入国)した人
- ・感染者と濃厚接触があった人

□ふるさと自然のみちウォーク

百穴・川堤コース 10km

日 11月16日(火)
集合・受付 ウォーキングセンター 午前8時45分
コース ウォーキングセンター-吉見百穴-市野川堤-殿山町南公園-平野市民活動センター-ウォーキングセンター(正午到着予定)

費50円 定30人(申込順)

□埼玉みてあるき

雀宮公園(寄居町) 10km

日 11月30日(火)
集合 東松山駅改札前 午前7時45分(午前7時55分下り乗車予定)

受付 寄居駅南口 午前8時40分
コース 寄居駅-天沼公園-雀宮公園-正喜橋-鉢形城公園-鉢形駅(正午到着予定)

費50円 定30人(申込順)

□花・歴史ウォーク

嵐山渓谷(嵐山町) 10km

日 11月12日(金)
集合 東松山駅改札前 午前8時15分(午前8時25分下り乗車予定)

受付 武蔵嵐山駅西口 午前8時35分
コース 武蔵嵐山駅-千手堂-嵐山渓谷-蝶の里公園-武蔵嵐山駅(正午到着予定)

費50円 定30人(申込順)

□ネイチャーウォーク 市民の森～秋～

日 11月20日(土)
集合・受付 物見山駐車場市民の森側 午前8時45分、正午解散予定、雨天決行

内 秋の森で動植物を観察しよう
持 筆記用具、双眼鏡、ルーペなど(貸出しなし)

費50円 定30人(申込順)

11月 月例市民ウォーキング

とき	集合時刻	集合場所	コース(距離)	昼食	主催
13日(土)	午前8時30分	松山市民活動センター	青鳥城址探索コース(9km)	不要	松山市民活動センター ☎23-9311 ☎23-9312
17日(水)	午前8時30分	唐子市民活動センター	葛袋 化石と自然の体験館・産業団地(8km)	不要	唐子市民活動センター ☎22-0672 ☎22-0683
14日(日)	午前8時30分	高坂市民活動センター	高坂丘陵と高坂彫刻プロムナード(5km)	不要	高坂市民活動センター ☎34-3730 ☎34-3845
11日(木)	午前8時30分	野本市民活動センター	高坂コース(5km)	不要	野本市民活動センター ☎23-7077 ☎23-7063
9日(火)	午前8時30分	高坂丘陵市民活動センター	丘陵公園探求コース(6km)	不要	高坂丘陵市民活動センター ☎35-4311 ☎35-4313

子育て

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

県では高校や大学などに入学するための就学支度資金、授業料などの修学資金、就職するのに必要な知識等を習得するための修業資金、就職支度資金などの貸付を行っています。※資金ごとに資格要件や必要となる書類も異なります。

対 母子家庭、父子家庭の人や寡婦の人
問 県西部福祉事務所
☎049-1283-6800

児童手当制度

対 中学校卒業までの児童を養育している人

児童の年齢	支給額(1人当たりの月額)
3歳未満	1万5千円
3歳以上 小学校修了前 (第3子以降は1万5千円)	1万円
中学生	1万円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当に代わり、特例給付として児童1人につき月額5千円を支給します。
※第3子以降とは、養育している年度末18歳以下の児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

以降の児童をいいます。
支給時期 毎年6月、10月、2月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日)にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

出生・転入等があった人 手当は、原則として申請のあった翌月分から支給します。出生・転入等により新たに支給対象となる人は、必ず出生日等の翌日から15日以内に申請してください。

現況届 6月に現況届の受付を行いました。届出が必要でまだ提出していない人は、速やかに提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

なお、現況届を審査した結果、引き続き児童手当が受けられる人への通知は行いません。10月15日(金)の支払時に郵送する支払通知書で、支給資格が継続したことをご確認ください。

申・問 子育て支援課 ☎21-14661 ☎23-2239

いづも医療費

対 市内に住民登録がある18歳到達後最初の3月31日までの子ども

助成開始日

助成は申請日からです。ただし、出生・転入した場合は、出生日・転入日後15日以内に申請があった場合

に限り、誕生日・転入日が助成開始日となります。なお、出生により健康保険加入手続中でお手元に子どもの健康保険証がない場合でも仮申請ができますので、必ず15日以内に手続をしてください。

ついては、子ども医療費支給申請書に必要事項を記入し、領収書(受診者氏名・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付し、子育て支援課又は各市民活動センターに提出してください。

自立支援教育訓練給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父又は母が、雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講し、修了した場合に費用の一部60パーセント(上限20万円。1万2千円以下は対象外)を支給する制度です。

住所や保険証が変わったら

転居、転職で住所や保険証が変わった場合には、変更届が必要です。変更届に必要なもの・子どもの健康保険証、こども医療費受給資格証※保護者の扶養を外れた場合は消滅届が必要です。

学校だけがをしたときは

通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象になります。こども医療費受給資格証は使用しないうでください。万が一、こども医療費での助成を受けてしまった場合、返還の対象となります。

窓口で自己負担分を支払った場合は

医療費の支払い後、診療月、医療機関、入院・外来別に分け、それぞれに